

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第三十号

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び県立及

び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一

部を改正する条例

(市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第一条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和二十八年広島県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号イ中「講師」の下に「並びに市町立の中等教育学校の前期課程に勤務する主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師のうち、高等学校の教員の免許状を有しない者及び中等教育学校の後期課程の教科を担当せず、かつ、進路指導その他中等教育学校の後期課程の業務に従事しない者」を加え、同号ロ中「同法」を削り、「特別支援学校」を「中等教育学校の前期課程及び特別支援学校」に改め、「勤務する校長」の下に「(中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。)」を、「寄宿舎指導員及び講師」の下に「(これらの者のうち、中等教育学校の前期課程に勤務する者にあつては、イの教育職給料表(イ)の適用を受ける者を除く。)」を加え、同項第二号及び第三号中「中学校」の下に「、中等教育学校の前期課程」を加える。

第八条第一項中「中学校」の下に「、中等教育学校の前期課程」を加える。

附則に次の一項を加える。

4 市町立の中等教育学校に前期課程のみが置かれている期間においては、当該中等教育学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に適用する給料表は、第三条第二項第一号の規定にかかわらず、教育職給料表(イ)とする。

(県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第二条 県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和四十六年広島県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「高等学校」の下に「中等教育学校」を加える。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。